

総行行第 186 号
総行市第 51 号
令和 3 年 5 月 31 日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市市議会議員

} 殿

総務大臣
(公印省略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による
地方自治法の改正等について（通知）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）が令和 3 年 5 月 19 日に公布され、この法律により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正（以下「新法」という。）されます。

デジタル社会形成整備法は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等を踏まえ、国民の負担軽減及び利便性の向上に資するため、押印を求めるとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする等の措置を講ずることを目的とするものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

また、新法の施行に伴い、今後、必要な政省令の改正等を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 第一 地方自治法の一部改正に関する事項
 - 一 改正の概要

1 条例の制定又は改廃の請求者の代表者が市町村の選挙管理委員会に対し証明を求めべき事項の見直し

条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならないものとされたこと。(新法第 74 条の 2 関係)

この改正は、条例の制定又は改廃の請求者の代表者が市町村の選挙管理委員会に対し証明を求めべき事項について、「署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であること」を、「署名した者が選挙人名簿に登録された者であること」に改めるものであり、押印を求める手続についてその押印を不要とすることを目的とするものであること。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員による表決権の行使の電子化

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされたこと。(新法第 260 条の 18 関係)

3 その他所要の改正を行うものとされたこと。

二 施行期日

新法は、令和 3 年 9 月 1 日から施行するものとされたこと。(デジタル社会形成整備法附則第 1 条関係)

第二 留意事項

第一の一の 1 に関する関係政省令の改正を行うことを予定していることから、市町村の選挙管理委員会におかれては、新法第 74 条の 2 第 1 項に基づき署名の審査を行う際は、これらの改正事項を踏まえて、遺漏なきよう対応されたいこと。

なお、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 93 条の 2 に基づき仮提出された条例の制定又は改廃等の請求者の署名簿について、特に必要があると認められる場合に、各地方公共団体の権限の範囲内で、その内容を調査することは妨げられないこと。